

那覇市放課後児童対策パッケージ

令和7年5月12日策定

1 趣旨・目的

本市では、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」解消のため、こどもみらい部と教育委員会の連携により「放課後子ども総合プラン」「第2期放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブと放課後子ども教室の校内交流型¹の実施を中心とした計画的な整備を進めてまいりました。

この間、全国的に放課後児童クラブの登録児童数は過去最高となったものの依然として待機児童が存在していることから、引き続き放課後児童対策の一層の強化を図るため、国においては、令和6年度から「放課後児童対策パッケージ」として取り組みが示されております。

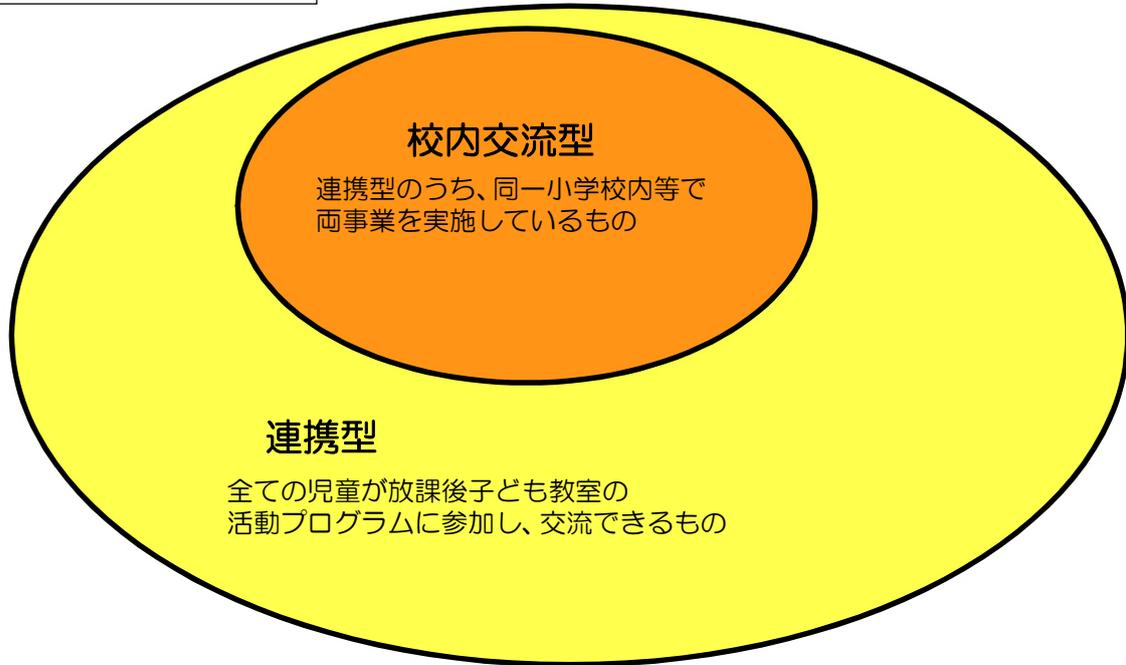
本市においても、放課後児童クラブの待機児童が依然発生していることを踏まえ、本市の実情に応じて当該パッケージに盛り込まれた対策を活用しながら、待機児童の早期解消及びすべての小学生が放課後を安全・安心に過ごし多様な体験・活動を行うことができる放課後児童クラブ・放課後子ども教室（以下、「両事業」という）の環境整備を推進するため、向こう2年間を対象とする新たな放課後児童対策のプランとして「那覇市放課後児童対策パッケージ」を策定します。

| 国の動き | 那覇市の動き |
|-----------------------------------|------------------------------------|
| 放課後子どもプラン (平成19年通知～平成25年度) | 那覇市放課後子どもプラン (平成20年7月～平成26年度) |
| 放課後子ども総合プラン (平成26年7月～平成31年度) | 那覇市放課後子ども総合プラン (平成27年度～平成31年度) |
| 新・放課後子ども総合プラン (令和元年度～令和5年度) | 第2期那覇市放課後子ども総合プラン (令和2年度～令和6年度) |
| 放課後児童対策パッケージ2024 (令和5年度～令和6年度) | |
| 放課後児童対策パッケージ2025 (令和6年度～令和7年度) | 那覇市放課後児童対策パッケージ (令和7年度～令和8年度) |

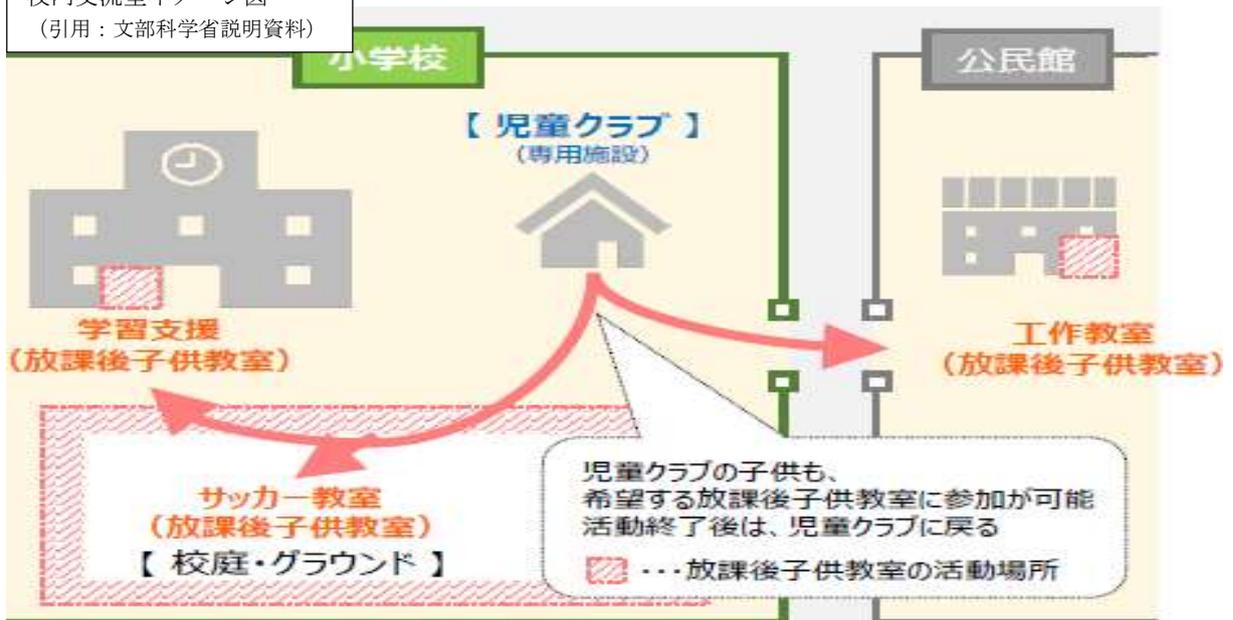
¹ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室が連携して、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加し、交流できるものを「連携型」と呼び、「連携型」のうち、同一小学校内等で両事業を実施しているものを、新パッケージにおいては「校内交流型」と呼ぶ。

〈放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携関係図〉

校内交流型・連携型関係図



校内交流型イメージ図
(引用：文部科学省説明資料)



2 基本方針

本市において、放課後児童クラブで待機児童が発生している現状を踏まえ、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし多様な体験・活動を行える場所を全小学校区で確保するため、校内交流型を中心とした両事業の整備を進めるとともに、多様な居場所づくりを推進していきます。

また、両事業を整備等する場合には、学校施設を積極的に活用することとした国の方針を踏まえ、学校施設の改築等と同時に放課後児童クラブ専用施設の整備を進めます。

3 本パッケージの推進

(1) 期間

令和7年度から令和8年度までの2年間とします。

(2) 推進体制

- ① こどもみらい部と教育委員会が連携して、学校及び両事業の関係者との間で共通理解や情報共有を図ります。
- ② 関係者の共通理解や連携を図るため、放課後子ども教室コーディネーターを配置するほか、学校ごとの推進体制を整備します。
- ③ 本パッケージを推進するうえで、双方が責任を持つ仕組みとなるよう適切な体制づくりに努めます。
- ④ 本パッケージの施策に係る推進について、十分に協議するため、「那覇市放課後児童対策運営委員会」を設置します。

4 両事業概要

(1) 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

保護者が就労等により昼間家庭にいない全ての児童に対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

市は、放課後児童クラブへ運営費を補助するほか、子育て支援事業に関し、必要な情報の収集および提供、指導助言などを行い、適正な事業推進を図ります。

(2) 放課後子ども教室(地域学校協働活動推進事業)

放課後のこどもたちの安全安心な活動拠点を確保することを目的に、地域の方々の参画を得て、学習支援やスポーツ、文化活動、交流活動等の多様な活動の機会を提供します。

5 推進施策

(1) 年度ごとの目標値等

① 放課後児童クラブ

待機児童解消にむけ、放課後児童クラブの支援数増や新規の放課後児童クラブ開所支援を実施し、受け皿確保を図ります。令和6年度の量の見込(実績)については、登録児童数(5,690人)に待機児童数(71人)を加えた数です。

| | R6 (実績) | R7 | R8 |
|-------|------------|--------|--------|
| 量の見込 | 5,761人 | 5,968人 | 6,186人 |
| 目標整備量 | 5,690人 | 5,890人 | 6,090人 |

② 放課後子ども教室

| | R6 (実績) | R7 | R8 |
|-----|------------|-----|-----|
| 目標値 | 32校 | 36校 | 36校 |

③ 連携型（両事業が連携して、すべての児童が放課後子ども教室に参加し交流できるもの）

放課後児童クラブは市内全36小学校区に整備できているため、放課後子ども教室実施によって連携型が達成されます。連携型の目標値は放課後子ども教室の目標値と同一となります。

| | R6 (実績) | R7 | R8 |
|-----|------------|-----|-----|
| 目標値 | 32校 | 36校 | 36校 |

④ 校内交流型（連携型のうち、同一小学校内等で両事業を実施しているもの）

放課後児童クラブが学校敷地内に設置されている30小学校区において、学校施設を活用した放課後子ども教室の実施を進めます。

| | R6 (実績) | R7 | R8 |
|-----|------------|------|------|
| 目標値 | 25校区 | 28校区 | 30校区 |

(2) 両事業の実施に係るこどもみらい部と教育委員会の連携に関する方策

- ① 両事業の実施にあたっての課題や具体的な取り組み等、こどもみらい部と教育委員会で定期的な会議を持ち、綿密な情報共有を図ります。
- ② 総合教育会議を活用し、総合的な放課後対策について協議を行うものとします。

(3) 小学校区ごとの協議会の設置

地域の実情に応じて、小学校区ごとに学校、放課後児童クラブ、放課後子ども教室、PTA、地域住民等の関係者からなる「放課後児童対策協議会」を設置し、両事業の具体的な連携方策に関することや人材確保方策等について、協議を行います。

(4) 両事業の校内交流型、又は連携型による実施に関する具体的な方策

- ① 校内交流型を推進するため、放課後児童クラブを学校敷地内に整備できている小学校区において、学校施設(教室、校庭、体育館など)を活用した放課後子ども教室を実施できるよう、学校関係者等と調整を行います。
- ② 校内交流型の実施にあたっては、活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組みます。
- ③ 連携型において活動プログラムを実施する場合は、プログラム終了後に安全に児童が移動できるよう、両事業の従事者・参画者の連絡、情報交換を密にするものとします。
- ④ 活動プログラムの実施にあたっては、こどもの意見が反映されるよう努めるものとします。
- ⑤ 放課後子ども教室においては、現在未実施となっている校区で放課後子ども教室が実施できるよう、地域や学校関係者等と調整を行い、人材の確保を図ります。

(5) 小学校の学校施設の両事業への活用に関する具体的な方策

- ① こどもの安全・安心な居場所の確保の観点から、学校施設の積極的な活用を推進するため、事業の実施主体であるこどもみらい部と教育委員会の担当者が各小学校を訪問し、学校関係者と話し合う機会を持ち、本パッケージの必要性、意義等について説明を行い、理解を促すものとします。
- ② 「放課後児童対策協議会」において、学校施設の活用状況等について、定期的に協議を行います。
- ③ 特別教室等の学校施設の一時的な利用(タイムシェア)については、学校教育に支障をきたさない範囲で、学校や関係部署との調整を進めます。

(6) 学校施設の活用にあたっての責任体制の明確化

両事業の実施主体は、学校ではなく、こどもみらい部と教育委員会が責任を持って管理運営に当たるものとします。

その際、事故が起きた場合の対応や、例えば、教室不足等により両事業に使用許可したスペースを学校教育として使用する必要性が生じた場合、移転先の確保とスペースの返還などの取り決め等について、あらかじめ関係者間で確認するなど、学校施設の使用に当たって、学校関係者の不安感が払拭されるよう努めるものとします。

その他、放課後子ども教室を休室する際の連絡体制についても、学校ではなく、事業の従事者・参画者が連携し対応に当たるものとします。

(7) 放課後児童対策に従事する職員やコーディネートする人材の確保

- ① 放課後児童クラブの安定的な運営を図るため、常勤の放課後児童支援員を複数配置する放課後児童クラブに対する補助を継続して実施します。
- ② 放課後子ども教室については、地域と学校が連携・協働して社会総掛かりでこどもの育ちを支える観点から、大学生・高校生や高齢者などの地域住民の一層の参画促進を図るとともに、子育て・教育支援に関わるNPO、民間教育事業者、スポーツ・文化芸術団体などの地域人材の参画を促進します。
- ③ 地域の関係団体等と連携を取り、放課後子ども教室をコーディネートする人材の確保に努めます。

(8) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

- ① 実施にあたっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童も安心して過ごすことができるよう、児童の保護者と両事業の関係者とで相互に話し合い、合理的配慮を行ったうえで運営体制を構築します。
- ② 児童の発達や特別な配慮を必要とする児童への対応等に関する職員研修の実施を図り、放課後児童支援員や放課後子ども教室関係者は積極的に参加するものとします。
- ③ 対象児童の育成支援及び療育を進めていくため、必要に応じて両事業の関係者及びデイサービス事業者が連携を図るものとします。